

第 152 回 I P U（列国議会同盟）会議派遣参議院代表団報告書

団 長	参議院議員	加田 裕之
	同	串田 誠一
同 行	国際会議課	近藤 智哉
会議要員	同	窪田 沙耶
同	同	石原 由梨

第 152 回 I P U 会議は、令和 8（2026）年 4 月 15 日（水）から 19 日（日）までの 5 日間、トルコ・イスタンブールのヒルトン・イスタンブール・ボモンティ・ホテル・アンド・コンファレンスセンターにおいて、132 の国・地域、10 の準加盟員（国際議員会議）、26 のオブザーバー（国際機関等）から 1,429 名（うち、議員 696 名）が参加して開催された。

参議院代表団は、衆議院議員 4 名と共に、日本国会代表団（団長・伊藤達也衆議院議員、副団長・加田裕之参議院議員）を構成し、会議に参加した。

以下、本報告書では、参議院代表団の活動を中心に今次会議の概要を報告する。

1. 開会式

開会式は 15 日（水）に開催され、マーティン・チュンゴング I P U 事務総長、トゥリア・アクソン I P U 議長（タンザニア）及びヌーマン・クルトゥルムシュ・トルコ大国民議会議長等が挨拶を行った後、クルトゥルムシュ大国民議会議長が今次 I P U 会議の開会を宣言した。

2. 本会議

本会議は 16 日（木）から 19 日（日）までの 4 日間にわたり開催され、以下の議題について審議が行われた。

（1）第 152 回 I P U 会議の議長の選挙

16 日（木）、クルトゥルムシュ大国民議会議長が今次 I P U 会議の議長に選出された。

（2）緊急追加議題

会議においては、①バーレーン及びアラブ首長国連邦から、「イラン・イスラム共和国による湾岸協力会議加盟国及びヨルダンに対する攻撃への非難」について、②カタール、オーストラリア、トルコ、フランス、ブラジル、ザンビア、ポーランド、ポルトガル、イタリア及びアイルランド（アラブ地域グループ、ラテンアメリカ・カリブ地域グループ及びアフリカ地域グループ支持）から、「中東及びその他の地域において停戦を維持し、平和構築を支援するための議会による協調し

た取組の緊急的必要性」について、③イランから、「アメリカ合衆国及びイスラエルによる、ペルシャ湾岸諸国の外国軍事基地を使用したものを含むイラン・イスラム共和国に対する軍事侵略及びテロ行為への非難」について、計 3 件の緊急追加議題の挿入要請が行われた。

17 日（金）の本会議において、それぞれ概要説明が行われ、イランは③の挿入要請を撤回したことから、①及び②の計 2 件の議題案に対して投票が行われた。

日本国会代表团は、②の議題案に賛成 20 票を投じ、①の議題案については棄権した。

投票の結果、②の議題案が、賛成 1,316 票、反対 3 票、棄権 51 票となり緊急追加議題として認められるために必要な 3 分の 2 以上の賛成票を得たことから、今次 I P U 会議の緊急追加議題として採用された。

同日、アルジェリア、オーストラリア、カナダ、イラン、ヨルダン、メキシコ、ロシア、ウクライナ及びウルグアイの 9 か国の代表で構成される起草委員会が開催され、同議題に関する決議案の審議が行われた。

19 日（日）の本会議において、起草委員会によって起草された決議案「中東及びその他の地域において停戦を維持し、平和構築を支援するための議会による協調した取組の緊急的必要性」が上程され、同決議案は全会一致をもって採択された（緊急追加議題の全文は別添 1 参照）。

（３）「次世代のために希望を育み、平和を守り、正義を確保する」に関する一般討議

一般討議は、16 日（木）から 18 日（土）までの 3 日間にわたり行われ、伊藤衆議院議員及び加田議員を含む 146 名の各国代表等が演説した。

加田議員は、18 日（土）の同討議において、兵庫県が提唱し、現在世界の災害復興の基準となっている「ビルド・バック・ベター（創造的復興）」が、日本、トルコなどでの災害発生後の復興の際、継承されており、また災害復興のみならず、兵庫県はウクライナの復興においても同理念を活用すべく検討し提言をとりまとめたことを紹介した。

さらに、災害の風化を防ぎ、防災・減災活動へとつながる語り部文化を世界に展開し、戦争防止にも役立てたいと述べた。

最後に、言論という「語るべき力」の重要性を認識し、不安を希望へと変えていこうと呼び掛けた。

19 日（日）の本会議において、一般討議の成果を取りまとめた成果文書「イスタンプール宣言」が承認された（成果文書の全文は別添 2 参照）。

（４）「強固な紛争後管理メカニズムの確立及び公正かつ永続的な平和の回復における議会の役割」に関する決議の採択

19 日（日）の本会議において、平和及び安全保障に関する委員会（第 1 委員会）

によって起草された決議案が上程され、採択された。

決議は、各国議会に対し、予算編成及び監視の責務を果たし、自国政府と協力し、国際法及び適正な手続に沿って、被害者への賠償を促進し、再建のための資源を動員するメカニズムを検討することにより、紛争の影響を受けた国々における復興の取組を支援するよう要請する等の内容となっている（決議の全文は別添 3 参照）。

（５）「公平で持続可能な世界経済の構築：保護主義との闘い、関税の引下げ及び法人税の租税回避防止における議会の役割」に関する決議の採択

19 日（日）の本会議において、持続可能な開発に関する委員会（第 2 委員会）によって起草された決議案が上程され、採択された。

決議は、各国議会に対し、独立した司法審査へのアクセスを保障し、内部告発者に対して強力かつ包括的な保護措置を講じることによって、租税回避対策への支持を確保するよう、また、貿易、課税及び開発に関する議会間対話を強化し、ベストプラクティスを共有するとともに、経済開放性、国家主権並びに税の公平性及び有効性の均衡を保證する機関としての議会の役割を強化するよう要請する等の内容となっている（決議の全文は別添 4 参照）。

（６）各常設委員会の報告

各常設委員会から今次 I P U 会議期間中の活動の報告が行われ、19 日（日）の本会議で承認された。

（７）第 154 回 I P U 会議における平和及び安全保障に関する委員会（第 1 委員会）及び持続可能な開発に関する委員会（第 2 委員会）の議題の採択及び共同報告委員の指名

19 日（日）の本会議において、第 1 委員会及び第 2 委員会により上程された第 154 回 I P U 会議における両委員会の議題及び共同報告委員の指名に係る提案が承認された。

- ・紛争時における海洋安全保障の強化及び重要インフラの保護：国際航行及び世界経済の安定を守る上での議会の役割（第 1 委員会所管）
- ・山岳及び海洋の生態系を保護し、2030 年までに 30%保全目標を達成するための議会のリーダーシップ（第 2 委員会所管）

（８）I P U 規約及び規則の改正

緊急追加議題の挿入要請に係る I P U 会議規則改正が承認された。

3. 常設委員会

持続可能な開発に関する委員会（第 2 委員会）

第2委員会は、16日（木）及び18日（土）に開催され、「公平で持続可能な世界経済の構築：保護主義との闘い、関税の引下げ及び法人税の租税回避防止における議会の役割」に関する決議案の審査等が行われ、串田誠一参議院議員が参加した。

日本国会代表団は税源浸食及び利益移転（B E P S）包摂的枠組みのメンバー国・地域数を最新に修正する等の2件の修正案を事前に提出した。

16日（木）、共同報告委員による決議案及び説明覚書の報告に続いて、討議及び逐条審査が行われた。

串田議員は、討議において、保護主義が再び広がるなか、多国間主義を維持し、国際協調を進めていくことが重要であると訴えた。

また、多国籍企業による租税回避を防ぐため日本がグローバル・ミニマム課税を法制化したことを紹介するとともに、格差拡大、環境問題、人と動物との共生、移民問題等について取り組み、安定した社会の実現の必要性を強調し、自由で開かれた持続可能な世界経済の実現を共に目指していきたい旨呼び掛けた。

18日（土）の審査において、決議案全体の採択が行われた。最終的に、日本国会代表団が提出した修正の一部が本会議に上程される決議案に反映された。

4. 第217回評議員会

第217回評議員会は、16日（木）及び19日（日）に開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

（1）2025年度IPU決算

2025年度IPU財務報告書及び監査済財務諸表に係る審議が行われた後、同年度IPU決算が承認された。

（2）IPU事務総長選挙

任期満了を迎えるチュンゴングIPU事務総長の後任事務総長の選挙が行われ、投票の結果、アンダ・フィリップ氏（ルーマニア）229票、ディオニシア＝テオドラ・アヴゲリノプーロ氏（ギリシャ）47票、セシリア・ヴィーデグレン氏（スウェーデン）29票、ファトゥ・ジェン・チャム氏（セネガル）14票をもって、フィリップ氏がIPU事務総長に当選した。

（3）IPU戦略2027年－2031年

IPUが今後5年間、戦略的に取り組んでいく事項を定めた「IPU戦略2027年－2031年」が採択された。

（4）今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・第153回IPU会議（2026年10月5日（月）～9日（金）、アルーシャ（タンザニア））
- ・第154回IPU会議（2027年5月17日（月）～21日（金）、ジュネーブ（スイス））

5. ASEAN+3会合

ASEAN+3会合（議長国：タイ）は、15日（水）に開催された。議事の主な内容は以下のとおりである。

（1）緊急追加議題に関する審議

本会合として支持する議題案の決定を行わないこととし、アジア・太平洋地域グループ会合において協議することとなった。

（2）次回ASEAN+3会合議長国

次回ASEAN+3会合（2026年10月、タンザニア）の議長国はベトナムとすることが決定された。

6. アジア・太平洋地域グループ会合

アジア・太平洋地域グループ会合（議長国：ブータン）は、15日（水）に開催された。議事の主な内容は以下のとおりである。

（1）IPU執行委員会の報告

IPU執行委員会の概要について、本地域グループの執行委員から報告が行われた。

（2）緊急追加議題

本地域グループとして支持する議題案の決定を行わないこととし、本会議での議題案への投票は各国の決定に委ねることとなった。

7. その他

参議院代表団は、衆議院議員と共に日本国会代表団としてスイス、ウクライナ、イタリア及びトルコの各国代表団、また、IPU事務総長候補者のフィリップ氏（ルーマニア）及びアヴゲリノプーロ氏（ギリシャ）との会談を行うとともに、日本とトルコが官民連携で建設し世界最大級の免震構造を持つ松と桜都市病院、日本のODAにより建設された第2ボスポラス大橋を視察したほか、現地在留邦人との懇談会を実施し、意見交換を行った。さらに、加田議員は地元兵庫県「人と防災未来センター」をモデルとしてトルコ政府により開設されたブルサ防災館を訪問し、トルコにおける防災対策の現状等について、動物保護に長年注力して

いる串田議員はクスルカヤ動物保護施設及びケメルブルガズ動物保護施設を訪問し、トルコ及びイスタンブールにおける動物保護施策の経緯及び内容等について懇談を行った。

中東及びその他の地域において停戦を維持し、平和構築を支援するための
議会による協調した取組の緊急的必要性

採択決議

(2026 年 4 月 19 日 (日)、本会議にて全会一致により採択)

第 152 回 I P U 会議は、

- (1) 国際平和及び安全保障の維持並びに人道問題への対処における国際協力の達成を含む国連憲章に規定された国連の目的を想起し、また、国際人道法を含む国際法の原則及び世界人権宣言を想起し、
- (2) 国際人道法の基礎を成し、武力紛争の全ての当事者に対して拘束力を持つ 1949 年のジュネーヴ諸条約に対する確固たるコミットメントを再確認し、
- (3) 国際人道法及び国際人権法間の相互関係並びにあらゆる状況下、特に民間人、民間施設、重要インフラ及びエッセンシャルサービスの保護に関して、両者を尊重する必要性を強調し、
- (4) 国際人道法及び国際人権法を含む国際法に従い、被害者への正義を確保し、法の支配を強化する形で、説明責任を確保し、全ての違反行為に対する不処罰を防止・根絶することの重要性を確認し、
- (5) 平和、安全保障及び法の支配の強化における各国議会の重要な役割を強調した過去の I P U 決議に留意し、
- (6) 医療施設及び人道要員に対する攻撃を強く非難する国連安全保障理事会決議 2286 (2016 年) が遵守されていないことを深く憂慮し、

- (7) 中東及びその他の地域で進行中の紛争において、民間人に対する無差別攻撃、病院や学校の破壊、人道支援の拒否、戦争の遂行手段としての飢餓の使用を含む、国際人道法に対する深刻かつ組織的な違反が行われているという信頼できる報告に強い危機感を持ち、
- (8) 不処罰が暴力の連鎖を助長し、公正かつ永続的な平和への展望を損なうこと及び説明責任が真の和解に不可欠であることを強調し、
- (9) 国際法に従い、管轄の国連機関を通じた被害者への効果的な救済及び補償のためのメカニズムの重要性を強調し、
- (10) 各国議会が、行政機関に対して軍事・外交政策の分野を含む広範な立法権及び監督権を有し、国際的なコミットメントを国内での具体的な行動へと転換する上で重要な役割を果たしていることを認識し、
1. とりわけ民間人、民間施設、重要インフラ及びエッセンシャルサービスの保護並びに差別のない、迅速、安全かつ妨げられない人道支援へのアクセスの確保に関し、あらゆる、特に中東における紛争において、国際人道法の尊重が優先課題であることを確認し、かかる尊重を確保することが、国際平和及び安全保障を支持する上での各国議会の役割の基本的な部分であることを確認する。
 2. 加盟議会に対し、非難から具体的な行動へと移行するための緊急措置を講じ、自国政府の政策及び軍事慣行が国際人道法にどの程度準拠しているかを検証し、違反に対する説明責任の確保及びその記録のための効果的なメカニズムの促進のために、利用可能な全ての憲法上の手段を活用するよう強く要請する。
 3. 加盟議会に対し、特に中東において、緊張緩和、民間人の保護、インフラの保全及び平和的解決に関する国際的な合意を形成するため、I P Uのメカニズム及び地域グループを通じて、議会外交を強化し、

協調的な関与を増強するよう奨励する。

4. 停戦が成立している状況においては、攻撃の恒久的な停止を達成することを目的として、当事者間の協議を直ちに再開するよう要求し、また、当該当事者に対し、新たな決意、政治的意志及び紛争の更なる激化を防止するという明確なコミットメントを持って、こうした協議に参加するよう強く要請する。
5. 再開されるいかなる外交プロセスも、適切な場合には、海上安全保障及び航行の自由に関する事項、地域情勢並びにその他の関連する政治的、安全保障的及び人道的懸念を含む、当該危機の一因となっている全ての主要な相違点に対処するために、十分に真剣で、持続的かつ包摂的であるべきであることを強調する。
6. 全ての当事者に対し、いかなる停戦期間及びその後の交渉においても、対話の展望を損ない、あるいは地域情勢の更なる悪化を引き起こす、軍事行動、一方的な措置、又はその他の措置を控えるよう要請する。
7. I P U 国際人道法遵守促進委員会に対し、その権限の範囲内で、中東の今後の動向を監視すること、第 153 回 I P U 会議において、民間人の保護、人道支援へのアクセス及び緊張緩和の要求に対する各当事者の対応に関する報告書を提出すること、並びに更なる情勢悪化に対処するための即時的な議会の措置を提案することを指示する。
8. I P U 議長及び事務総長に対し、それぞれの権限の範囲内で、I P U の仲介機能を活用し、緊張緩和の取組を支持するとともに、民間人の保護、重要インフラの保全、関連する海域における航行の自由の確保及び当事者間の協議による解決に資する環境の整備に焦点を当てた緊急の議会間対話を促進するよう要請する。

9. 世界各国の議会が、I P U及びその他の適切な議会ルートを通じて活動し、緊張緩和、信頼回復及び武力紛争の平和的かつ恒久的な解決を推進する全ての真摯な取組を支持する用意があることを確認する。
10. 各国議会に対し、それぞれの憲法上の責任の範囲内で、外交努力、国際法の尊重、民間人の保護、紛争の更なる拡大の防止及び被害者への補償を含む紛争後の復興・再建を支持するために、積極的に関与するよう要請する。
11. I P U事務総長に対し、公正な平和の不可欠な柱である議会の説明責任及び平和構築に対する国際的な支持を動員する観点から、本決議を、全てのI P U加盟議会、国連事務総長、国連安全保障理事会議長、赤十字国際委員会及び国際刑事裁判所所長に伝えるよう要請する。

イスタンブール宣言

「次世代のために希望を育み、平和を守り、正義を確保する」

(2026 年 4 月 19 日 (日)、本会議にて承認)

我々、イスタンブールで開催された第 152 回 I P U 会議に集った世界各国の議会人は、I P U の設立原則及び国連憲章に沿い、紛争を防止し、人権を擁護し、全ての人々が恐怖や欠乏から解放され、平和と尊厳のうちに生活できる環境を整えるという、国際社会の共通のコミットメントを想起する。

我々は、現在、武力紛争の増加や地政学的緊張の高まり、国際法の重大な侵害、地経学的競争、過激化、テロリズム、暴力的過激主義の絶え間ない脅威、そして民主主義制度が直面し、時にその基盤を弱体化させている一連の課題など、数多くの不安定化をもたらし、しばしば相互に関連し合う要因によって特徴づけられる、複雑で激動する不確実な国際環境下で各国議会が活動していることを認識する。女性の権利など、社会をより包摂的なものにするために苦勞の末勝ち取られた成果が、再び強まった反発に直面している。

さらに、A I を含む新興技術や破壊的技術の急速な発展は、社会や経済、そして国際紛争の性質を根本から変容させつつある。こうした技術の悪用は、サイバー犯罪やハイブリッド脅威の増加と同様に、特に懸念されている。

この状況は、誤情報や偽情報の拡散によって更に悪化しており、それらは社会的、政治的二極化を深刻化させ、民主的制度への不信感を増大させ、法の支配を損なっている。同時に、拡大する社会経済的不平等やデジタルディバイド、根強い貧困や食料不安、そして前例のない規模の強制移住が、不確実性の風潮を助長している。

我々は、気候変動の影響の加速、環境悪化の進行、天然資源や生物多様性への圧力の高まりについても同様に懸念する。これらは全て、不平等、貧困、開発格差及び生計上の課題を助長する要因となっている。これらは不安定化や紛

争の一因となり、若者や脆弱な立場にある人々、さらには将来の世代に不釣り合いな負担を強いている。

これら全ての要因が、とりわけ若者たちの間で、将来に対する不安や幻滅感を強めている。意思決定プロセスにおける若者の参画が依然として不十分であり、この格差を是正するための取組も不十分であることが、失望感の増大の一因となっている。我々は、若者が現在のステークホルダーであると同時に次世代への重要な架け橋でもあり、長期的な社会のあり方を形作る意思決定プロセスには、彼らの視点が反映されるべきであることを特に認識する。

平和と安全保障が継続的かつ急速に悪化する中、我々は、紛争解決の手段としての対話と外交の衰退、武力によって平和が達成可能であるとする傾向の高まり、そして説明責任を損ない更なる不安定性を助長する不処罰の蔓延に危機感を抱いている。世界の多くの地域において、A I やサイバー空間技術、さらには通常戦力や核抑止力を含む防衛及びより広範な軍事能力に、多額の公的資源が投じられている。こうした傾向は、持続可能な開発への支出を圧迫する予算配分につながっており、適切に管理されなければ軍事競争を激化させ、長期的な安定を損なう恐れがある。

我々は、平和で公正な社会を維持する上で、民主的制度、代表制に基づく統治及び人権の尊重が極めて重要であることを再確認する。多様なステークホルダーの寄与を活かした、効果的かつ参加型で、説明責任を果たし、透明性のあるガバナンスは、安定を確保し、正義を保証し、人間の尊厳を守るために不可欠である。

我々は、世界平和、安定、開発及び協力の不可欠な基盤として、国連憲章の原則と目的、国際法及び多国間協力へのコミットメントを再確認する。これらの原則は、多国間システムの礎であり続け、現在及び次世代の基本的権利を包含する世界人権宣言に明記されている。

法の支配と国際規範の尊重は、平和を回復し、国際秩序を守り、国内及び国家間の暴力と紛争の連鎖を断ち切るために、かつてないほど重要である。我々

は、こうした連鎖が現在の世代に影響を与えるだけでなく、世代を超えたトラウマを永続させ、次世代が平和と尊厳のうちに生きる機会を奪う危険性があることを認識する。

我々は、脆弱な状況が不安定性や紛争の温床となり得ることを認識し、持続可能な平和は段階的に築かれるものであり、責任ある倫理的なガバナンス、強靱な制度、各コミュニティ内及びコミュニティ間の信頼、並びに公的機関への信頼を再構築するための、状況に応じた和解及び紛争後の戦略が必要であることを認識する。

また、我々は、人種、民族、肌の色、文化、言語、宗教、信条、その他の特性など、社会の多様性を保護することの重要性を認識する。何世代にもわたり、共存、並びに資源の持続可能な管理の指針となってきた伝統的な先住民族コミュニティの知恵及び遺産に、特別な敬意を表す。障害を持つ人々や、脆弱な立場にある全ての人々の権利と包摂を促進し、保護し、確保することの重要性を強調する。

議会人として、及び国民の代表として、我々は、立法者として下す決定が、若者や次世代が受け継ぐことになる政治的、社会的、経済的、技術的、環境的状况に影響を与えることを確認する。公人として、我々は様々な課題がどのように表明され、対処されるかにおいて影響力のある役割を果たしており、また、公的な議論や社会的価値観を形成している。

こうした役割と責任に基づき、我々は、敬意ある対話と責任あるリーダーシップを促進するとともに、希望を育み、平和を守り、全ての人々に正義を確保する取組への各国議会の寄与を強化することを約束する。我々議会人は、政治的意志と具体的行動をもって、こうした増大する地球規模の課題に対応することを誓う。具体的には以下の事項が含まれる。

世代を超えて、民主的で包摂的かつ代表性のあるガバナンスを強化する。

- ・ 国家機関における透明性、説明責任及び対応力を高め、意思決定の有効性

を向上させるとともに、国民の信頼と民主的正当性を深める。社会の多様性を反映した開かれた対話や、公共の意思決定への市民による有意義な参加を含む包摂的なガバナンスを推進し、国家機関への信頼を育み、社会的結束を強化する。

- ・ 立法機関や政治機関における若者の参画が依然として不十分であるという課題に、若者クォータ制の導入などを通じて取り組み、若者自身が今日、そして明日の社会を形作る力を身につけることの重要性を認識する。我々は、平和と安定を推進するため、国連の「若者、平和、安全保障（Y P S）」アジェンダの実施に取り組む。
- ・ 議会におけるジェンダーパリティを推進し、クォータ制などの適切な措置を講じることを含め、女性の平等な影響力とリーダーシップを推進する。また、ジェンダーに基づく暴力や、女性の完全かつ効果的な参加を妨げるその他の課題を含め、女性の政治参加に対する構造的な障壁を取り除くための措置を推進する。また、紛争予防、平和構築及び持続可能な平和における女性の不可欠な役割、並びに「女性、平和、安全保障（W P S）」に関する立法や国家行動計画を通じて説明責任を確保することの重要性を認識し、国連のW P S アジェンダを積極的に推進する。

長期的かつ世代間を通じたガバナンスのアプローチを推進する。

- ・ 監視・評価の枠組み及びデータ収集に関する議会の慣行と予算配分を強化し、立法者が法律、政策及び公共支出の長期的な影響を評価できるよう支援する。
- ・ 証拠に基づく政策立案、戦略的先見性及び包摂的な対話を強化し、予算配分を含む公共の意思決定において、環境的、社会的、経済的な影響が確実に考慮されるようにする。
- ・ 公共ガバナンスに長期的な視座を定着させ、一つの選挙サイクルを超え行動の継続性を確保する「未来委員会」などの制度的メカニズムの構築を支

援する。

不安定化の構造的要因に対処する。

- ・ 貧困、不平等、社会的排除、分極化及び過激化の根本原因に取り組む政策を支援し、これらの課題はしばしば相互に関連しており、安定、社会的結束及び制度への信頼を損なうものであることを認識する。質の高い教育へのアクセスを優先させるなど、こうした不安定化の構造的要因に取り組むことで、平和で公正かつ強靱な社会の基盤を強化する。
- ・ 人間の安全保障及び共通の安全保障のアプローチに基づき、紛争の要因に対処することや、個人、コミュニティ及び制度の各レベルにおけるレジリエンスを強化することを含む、安全保障上の脅威に対する人間中心の予防的対応を推進し、永続的な平和は協力、対話及び相互理解にかかっていることを認識する。
- ・ 共有された繁栄、環境保護、平和と安全保障の不可欠な柱として、持続可能な開発、食料安全保障、気候レジリエンスを推進する。これには特に、天然資源の持続可能な管理を支援し、環境保護を強化することが含まれる。

A I を含む新興技術の責任あるガバナンスを推進する。

- ・ 議会による監視及びガバナンスの枠組みを強化し、これらの技術がもたらす影響をより深く理解し、その恩恵を最大限に引き出し、潜在的な不安定化要因を未然に防ぐ。これには、特に軍事分野やデジタルプラットフォームにおけるこれらの技術の悪用及びサイバー犯罪に関連するリスクの軽減が含まれる。
- ・ 技術革新が、効果的かつ倫理的で、責任あるガバナンスの下に置かれることを確保する。人類、社会及び環境の福祉のために、立法、監視及び公的な議論を通じて、民主主義の価値観と国際法を完全に尊重し、新興技術の開発と導入における透明性、説明責任及び人による有意の制御を推進する。

- ・ 新興技術に関する国際協力と対話を推進する。我々は、イノベーションが人類を隷属させるのではなく、人類に奉仕する未来に向けて、技術の進歩が肯定的に寄与するよう、共通の原則を推進し、アプローチの収束を図り、世界共通の基準の策定を支援するよう取り組む。

議会外交及び国際協力を強化する。

- ・ グッドプラクティス、知識、教訓の共有などを通じ、国家間の信頼構築、相互理解の促進及び共同行動の支援を図る手段として、議会人間の対話、協力及び信頼醸成を促進する。我々は、こうした取組への女性及び若者の完全かつ平等な参加を確保するよう努める。
- ・ 紛争予防及び紛争の平和的解決に寄与し、協力と連帯の精神を促進するため、I P Uを通じた取組を含め、議会間行動を強化する。この点において、我々は、国家、地域、国際レベルでの紛争に対処するための重要な手段として、議会外交及び調停を強化する。
- ・ 平和、持続可能な開発、人権を推進する国際的なコミットメントの一貫した効果的な履行を支援する。我々は、政府の行動が国際人道法を堅持し、武力紛争における民間人の保護を優先することを確保するため、監視機能を活用する。我々は、国連の「未来のための約束」、「将来世代に関する宣言」及び「持続可能な開発目標（SDGs）」の実施を推進するとともに、2030年以降の開発アジェンダを策定するための継続的な取組を支援する。

議会人として、我々は社会に希望を育むために全力を尽くし、平和を守り、全ての人々のために正義を堅持するべく、たゆまぬ努力を続けることを誓う。我々は、次世代の利益のために、議会が将来の課題、リスク、機会及びニーズに対応できる態勢を整えられるよう支援するため、I P Uがその活動に戦略的先見性を更に組み込むことを奨励する。

我々は、イスタンブールにて今次会議を主催し、今後長年にわたって我々の社会に影響を与える選択を形作る上で、議会人が果たす不可欠な役割について

共に考察する機会を与えてくださったトルコ大国民議会に対し、感謝の意を表する。我々は、全ての人々のための平和で公正かつ持続可能な社会を支援するため、議会間の協力を強化することを約束する。

我々は、この宣言を自国議会に持ち帰り、審議の結果を同僚議員や政府当局と共有し、そのコミットメントを具体的な立法、予算、監視、代表活動へと反映し、将来の世代の福祉のためにこの取組を継続させることを誓う。

強固な紛争後管理メカニズムの確立及び公正かつ永続的な平和の

回復における議会の役割

採択決議

(2026 年 4 月 19 日 (日)、本会議にてコンセンサス*により採択)

第 152 回 I P U 会議は、

- (1) 国連憲章の原則の尊重、とりわけ、国連総会決議 25/2625 (1970 年) に詳述されている紛争の平和的解決、並びに、確立された国境条約及び国際的に承認され、あるいは国連に寄託された地図の厳格な遵守を含む、いかなる国家の領土保全又は政治的独立に対しても武力による威嚇又は武力の行使を慎む義務、並びに国連安全保障理事会 (以下「安保理」とする) 決議 1674 (2006 年) に基づく武力紛争における民間人の保護が公正かつ永続的な平和の構築に不可欠であることを認識し、2005 年世界サミット成果文書 (国連総会決議 60/1) に明記された保護する責任を考慮し、
- (2) 国連の平和構築アーキテクチャーに関する国連安保理決議 2282 (2016 年) 及び国連総会決議 70/262 (2016 年) を想起し、
- (3) また、総じて、持続可能な平和を支えるために、国家主導の包摂的で説明責任のある機関の必要性を強調する、国連平和構築委員会の設立決議である国連安保理決議 1645 (2005 年) 及び国連総会決議 60/180 (2005 年)、2020 年の平和構築アーキテクチャーの見直しの文脈で採択された国連安保理決議 2558 (2020 年) 及び国連総会決議 75/201 (2020 年)、紛争の平和的解決のためのメカニズムの強化に関する国連安保理決議 2788 (2025 年)、国連平和構築委員会の任務を

* イラン及びロシアは決議文全体について反対を表明した。
中国は決議文全体について留保を表明した。

再確認し、成果重視の実施、並びに国連システム全体における調整、報告、及び支援のメカニズムを強化する国連安保理決議 2805（2025 年）及び国連総会決議 80／11（2025 年）、重大な国際人権法違反及び深刻な国際人道法違反の被害者のための救済及び賠償を受ける権利についての基本原則並びにガイドラインに関する国連総会決議 60／147（2005 年）、真実を知る権利に関する国連総会決議 68／165（2013 年）及び紛争の平和的解決、紛争予防と解決における仲介の役割の強化に関する国連総会決議 65／283（2011 年）並びに「未来のための約束」（国連総会決議 79／1）（2024 年）を含む、補完的な国連の規範的枠組みを想起し、

- （４） 包摂的かつ人間中心の平和構築に向けた I P U の長期的なコミットメントを共に確立し、紛争予防及び対話を強化し、その根本原因に対処するための各国議会向けの実践的な指針を提供する過去の I P U 決議「持続可能な開発を達成するための手段としての平和の持続」（2018 年）、「永続的な平和を促進するための和平プロセスへの取組の再考及び再構築」（2022 年）、「国際法、国連憲章及び領土保全を尊重したウクライナにおける戦争の平和的解決」（2022 年）及び「武力紛争を含む紛争が持続可能な開発に及ぼす長期的影響を緩和するための議会戦略」（2025 年）を再確認し、ジュネーブ宣言「議会外交：平和及び理解への架け橋」（2024 年）及び I P U の議会人向けツールキット「平和構築のための人間の安全保障及び共通の安全保障」（2024 年）を確認し、

- （５） 国際平和及び安全保障を損ない、包括的で公正かつ永続的な平和と相容れない状況を生み出す、侵略行為、主権及び領土保全の侵害、並びにその他の国連憲章に対する重大な違反を非難し、この点に関し、I P U 決議「平和、国際安全保障及び国家の領土保全を損ない、人権を侵害する傭兵及び外国人戦闘員の使用の否定」（2019 年）及び「全ての国家の領土保全のためのウクライナ侵攻及びこれに続く領土併合に対する非難」（2022 年）を想起し、

- (6) 執行メカニズムの脆弱さにより和平合意の履行又は監視が不十分な紛争が深刻な人的・社会的・経済的・気候的・環境的影響をもたらし、新たな不安定及び暴力並びに紛争の影響を受ける人々の長期的な苦難につながり、国家機関に対する国民の信頼をむしろ損んでいることに対して深い憂慮を表明し、国民の信頼の再構築には、サービスの提供及び制度の機能において目に見える改善が求められることを認識し、
- (7) 人道的苦難を悪化させ、復興・再建を妨げる、エネルギー、暖房及び水道システムを含む民間インフラに対する意図的又は組織的な攻撃を懸念し、また、民間人を保護し、影響を受けた社会の機能を維持するためには、敵対行為が継続している中であっても、エッセンシャルサービスの回復、インフラの再構築及び強靱性の強化に向けた取組を開始する必要があることを認識し、
- (8) 国際社会が、適切な安全の保証及び司法メカニズムの確立に対する援助の提供、並びに共同監視及び検証ミッションなどを通じて、効果的な和平交渉を促進し、和平合意の履行を支援することができない事態が繰り返されているほか、人道支援及び保護の取組を強化し、包摂的な政治対話及び調停プロセスに対する持続的な支持を確保することにも失敗しており、それら全てが、和平プロセスの信頼性を損ない、国際機関に対する信用を弱めていることに危機感を持ち、
- (9) 領土が外国の占領又は違法な支配下にある限り、持続可能な平和は達成できないことを認識し、また、領海を含む国際的に承認された国境線内における国家の領土保全の回復が、包括的で公正かつ永続的な平和のための不可欠な前提条件であることを再確認し、
- (10) 持続可能な平和、開発及び人権は相互に関連し、互いに強化し合うものであり、経済復興、貧困撲滅、雇用創出及びインフラ開発が、紛争後の社会における永続的な平和のために不可欠な基盤であることを認識し、

- (11) 平和構築、紛争予防及び外交努力に割り当てられる資源が、特に開発途上国及び紛争から脱却しつつある地域において、軍事的対応と比較して不釣り合いに限定的であることに重大な懸念を持って留意し、また、各国主導の復興・再建の取組に対し、持続的で予測可能かつ十分な国際的な資金提供が必要であることを強調し、
- (12) 紛争が女性、若者、子供、障害者及び脆弱な立場にある又は周縁化された集団に不釣り合いかつ独自の影響を与え、彼らの安全、生計、教育及び福祉に対するリスクを高めることを認識し、彼らが和平プロセスの全ての段階において完全かつ平等で実質的な参加を果たすことを求める国連安保理決議 1325（2000 年）、1829（2008 年）、1888（2009 年）、1889（2009 年）、1960（2010 年）、2106（2013 年）、2122（2013 年）、2242（2015 年）、2250（2015 年）、2467（2019 年）及び 2493（2019 年）に沿って、彼らが単なる被害者ではなく、平和構築、復興及び和解における不可欠な主体であることを再確認し、
- (13) 国連安保理決議 2467（2019 年）に沿ったサバイバー中心のアプローチ、性暴力のサバイバーの実行可能な最大限の範囲での医療や心理社会的ケアなどのサービスへの非差別的なアクセス、並びにそのような暴力に対する説明責任の必要性を含む、紛争状況及び紛争後の復興における性暴力の防止及び対応の重要性を認識し、
- (14) 国際人道法の重大な違反を構成する、違法な国際養子縁組及び人身取引を含む武力紛争下における児童の不法な連れ去り及び強制的な移送並びにその他深刻な人権侵害を深く懸念し、この点に関し、ロシア連邦による数千人の子供を含むウクライナの民間人のウクライナの暫定占領地域からの強制追放を非難する I P U 決議「国際移住の多い国の地方及び地域の開発並びに国家主導のものを含むあらゆる形態の人身取引及び人権侵害阻止の議会による推進」（2022 年）、「児童養護施設の人身取引：被害を減らすための議会の役割」（2023 年）及び

「違法な国際養子縁組被害者への認識及び支援並びにこの慣行を防止するための措置」（2025 年）を想起し、違法に国外退去及び強制移送された児童の安全な帰還が、包括的で公正かつ永続的な平和を回復するための取組の不可欠な一部をなすものでなければならないことを強調し、

(15) 相互に補完し強化し合い、希望に満ちた、強靱で永続的な平和の構築に寄与する以下の 5 つの側面を中心とした包括的枠組みによる紛争後の復興に対するアプローチの価値を強調し、

(a) 専門的かつ説明責任ある公務員制度、及び適切な場合の治安部門の改革、並びに透明性のある公的財政管理、デジタルガバナンス、エッセンシャル公共サービスの回復、環境回復及び持続可能性ガバナンスを含む強化された強靱な制度、

(b) 特に若者及び女性のための雇用創出、中小企業への支援、並びに生計、技能開発及び教育へのアクセスを含む公平な経済再建、

(c) 移行期正義、国際法違反に対する説明責任、及び適切な場合の被害者への賠償を含む社会的和解及び対話、

(d) 包摂的な政治参加、

(e) 持続的な国際支援

(16) 持続可能な平和は、永続的な復興が包摂的な国家指導力、説明責任のある統治、透明かつ参加型のプロセス及び社会のあらゆるセクターの実質的な参加、並びに紛争及び脆弱性の根底にある構造的要因に対処するための持続的な取組によることを強調している持続的な平和アジェンダに沿って、当該国家によって主体的に担われ、主導されなければならない、外部からの支援は、国内の制度及び民主的正当性を置き換える形ではなく、促進及び補完する形で行われるべきであることを再確認し、

(17) 和平合意を国内法に反映させ、その履行に向け、合意された約束の効果的な監視、透明かつ説明責任ある議会のプロセス及び適切な予算配

分を確保し、一時的かつ過渡的なニーズと国家の恒常的な構造的ニーズとを区別し、影響を受ける全てのコミュニティの声及びニーズが有意義に代表されるよう幅広い参加を促進することにより、制度への信頼を強化し、包摂的な復興を可能とし、平和の長期的な定着を支援することにおける各国議会の中心的な役割を強調し、

(18) 持続可能な開発目標、特に、平和、公正及び強固な制度に関する目標16の達成に沿って、紛争の根本原因に対処し、信頼、尊厳及び強靱性を促進する人間中心の予防的アプローチを推進することにより包括的で公正な永続的かつ包摂的な平和を回復するための主要原則たる人間の安全保障及び共通の安全保障の重要性を強調し、

(19) 環境破壊が武力紛争の原因であると同時に結果であり、水、食料及びエネルギーの安全保障を脅かし、住民を移住させ、長期的な平和構築を損なうものであること、並びに制度的・社会的再建と並行して生態系のダメージに対処しなければ、紛争後の復興は持続可能になり得ないことを認識し、

(20) 永続的な平和は、侵略者の完全な説明責任、国際法違反への処罰、及び被害者への救済に基づく公正な平和を通じてのみ達成可能であり、便宜のために正義を犠牲にするいかなる解決も、暴力の連鎖を恒久化させ、平和そのものの正当性を損なう危険性があることを確認し、

1. 侵略の禁止が国際法の強行規範を構成することを再確認し、包括的で公正かつ永続的な平和には、国連憲章に従い、侵略行為の停止及び他の主権国家の領土に違法に展開された外国軍の撤退が求められることを強調する。

2. また、紛争後の復興は当該国家によって主体的に担われ、主導されなければならないことを再確認し、各国議会に対し、必要な場合には、国際・国内ハイブリッド型の暫定機関を含む強化された制度、

ヘルスケアなどの利用しやすく公平なサービス、持続可能な成長の基盤としての生計、技能開発及び教育へのアクセスを含む公平な経済再建、社会的和解及び対話、包摂的な政治参加、持続的な国際支援、並びに環境の回復及び持続可能性に基づく包括的な枠組みを指針としてこの作業を進めるよう奨励し、復興戦略、法制度改革及び制度強化の取組が包摂的な国内プロセスを通じて透明かつ民主的に設計・討議・承認され、全ての外部支援が国内で定義された優先事項に沿い、民主的な監視の対象となり、国内のガバナンスシステムを強化する一方で、多くの状況において、エッセンシャルサービスの回復、影響を受けたコミュニティへの支援、及び社会の強靱性強化のため、敵対行為が継続している中であっても再建・復興の取組を開始する必要があるという事実を強調する。

3. 各国議会に対し、国際刑事裁判所を含む国際的な説明責任メカニズムとの全面的な協力を要求し、加害者が法の下に裁かれることを確保し、永続的な平和は、加害者に対する完全な説明責任及び処罰並びに被害者への救済を含む公正な平和を通じてのみ達成される可能性があり、正義なき平和は持続的でなく正当性もないことを認識することにより、国際法及び国際人道法に対する重大な違反に対する不処罰と闘うため、具体的な立法及び監視措置を講じるよう強く要請する。
4. 各国議会に対し、環境悪化が紛争及び不安定化の要因となることを認識し、環境平和構築措置、生態系破壊に対する法的説明責任、及び復興資金調達における「汚染者負担」原則の適用を紛争後の復興枠組に含めることを確保するよう要請する。
5. 紛争の影響を受けている、又は紛争から脱却しつつある国の議会に対し、包摂的で全国的な協議を主導し、民主的な審議及び立法を通じて優先事項を定義し、再建の全段階及びあらゆる外部支援が国内法及び憲法上の権限配分に従い、透明かつ説明責任のある議会プロ

セスに根ざし、地域のニーズ、憲法上の枠組み及び人権に関する国際的な義務に適合するよう確保することにより、平和及び復興プロセスに対する国による強力なオーナーシップを確保するよう強く要請する。

6. 和平合意の履行責任を負う各国議会に対し、その規定を国内法に組み込み、明確かつ期限を定めた履行要件を定め、恒久的かつ代表的な超党派メカニズムを創設して進捗を定期的に検証し、女性や若者グループ及び紛争の影響を受けたコミュニティの代表者を含む関係主体との公聴会を開催し、議会のフォローアップを調整し、継続性、ギャップの早期特定、政治サイクルを超えたコミットメントの堅持を確保することにより、その規定に完全な法的効力を与えるとともに、紛争の根本原因への対処に特に重点を置くよう要請する。
7. また、各国議会に対し、紛争の後遺症に対処するにあたり、移行期正義の措置が被害者との広範な協議に基づいて行われるよう確保するとともに、以下のことを可能とする立法を採用することにより、国内の移行期正義の枠組みを確立し、正義、過去の被害の認識、制度改革及び再発防止の保証が持続可能な平和の不可欠な要素となるよう確保することを要請する。
 - (a) 真相究明プロセス、
 - (b) アクセス可能かつ公平な被害者中心の賠償、
 - (c) 寛容及び和解、
 - (d) 国際法に合致した方法で適用される一方で、いかなる恩赦も慎重に適用され、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪、又は侵略犯罪には適用されないことを確保し、それにより、正義及び公平という永続的な平和の基盤を損なわないようにされた公平かつ透明な審査又は恩赦手続き、
 - (e) 他の当局との協力による議会の監視権の行使などを通じた、国内及び、適切な場合の国内法に沿った国際的な説明責任メカニズムとの効果的な協力

8. 各国議会に対し、適切な場合には、リスクマッピング、対話及び強靱化を支援する利用可能な指針やツールを活用しつつ、紛争予防を強化し、紛争の根本原因に対処し、包摂的で人間中心の復興を確保するため、立法、監視、予算及び代表に関する機能において、人間の安全保障及び共通の安全保障のアプローチを適用するよう奨励する。
9. 持続可能な平和構築では、貧困、不平等、周縁化、未解決の紛争及び外国による占領などを含むがこれに限らない紛争の根本原因に対処することが要求され、国際的な取組は、単に紛争の症状に対処するのではなく、むしろこれらの根底にある要因に取り組む各国主導のプロセスを支援しなければならないことを強調する。
10. 各国議会に対し、平和構築及び和解を促進する手段として、紛争後の管理プロセスにおいて多言語主義を擁護するよう要請する。
11. 加盟議会に対し、紛争後の段階において、若者を単に関与させるだけでなく、長期的な戦略的計画策定プロセス、復興政策の評価並びにガバナンス及び公的機関の改革の設計への参画を通じて、社会契約の再構築や市民と機関との間の信頼強化におけるパートナーとして若者をエンパワーするよう要請し、また、若者が未来の形成に貢献するようエンパワーされずに、過去の紛争の累積的なコストを負担させられることのないよう、世代間の公正を紛争後の政策の基本的な指針として明文化することを要求する。
12. 各国議会に対し、男女平等、女性のエンパワーメント、並びに避難民の女性及び女兒のニーズに充てるための専用の資源の復興予算中における明示的配分を確実に行うことなどを通じて、復興、対話及び暴力防止の取組のための十分で予測可能かつ持続的な財源を確保し、予算監視機能を行使して、持続可能な平和への透明かつ説明責任のある長期的投資を推進することにより、平和構築、紛争予防、

和解及び外交を優先する形で国内及び国際的な予算上の優先事項を再調整し、国内資源の動員を強化するよう強く要請する。

13. 民間人、並びに民間人の生存及び福祉に不可欠なエネルギー、暖房、水道その他の重要システムを含む民間インフラに対する攻撃を非難し、このような行為は国際人道法に違反するだけでなく、復興への取組及び包括的で公正かつ永続的な平和を回復するために必要な条件を損なうものであることを強調する。
14. 各国議会に対し、自身の能力及び司法能力を向上させるために法的・技術的メカニズムを強化するとともに、治安機関による権力濫用を防止し、濫用があった場合には責任を追及することで、暴力を防止し、治安機関に対する市民の信頼を高め、社会的結束を強化するため、軍隊、警察及び情報機関を含むがこれに限らない自国の治安機関を効果的に監督するよう奨励する。
15. 各国議会に対し、以下などにより、国家再建政策及び復興・支援予算において、紛争の影響を受けた人々のニーズを優先するよう立法及び監督の役割を果たすことを要請する。
 - (a) 法的枠組みの採用及び必要な財源の配分、
 - (b) 生計の回復及び社会復帰を目的とした支援策、
 - (c) 国内法及び国際法に沿った、国際的に調整されたメカニズム、損害登録、並びに侵略行為の責任を負う国家の凍結された又は移転不能となっている資産の合法的な利用などを通じた被害者に対する補償、返還、生活再建、賠償並びに影響を受けたコミュニティの再建を促進するメカニズム及び措置の推進、
 - (d) 武力紛争中に意図的に損傷又は破壊されたエネルギー、暖房、水道その他の重要な民間インフラの回復及び保護を含むエッセンシャルサービス及びインフラの再建、当該サービス及びインフラの再建状況の監視、並びに再建プログラムにおける

紛争の影響を受けた全てのコミュニティのニーズ及び権利反映の確保、

(e) 地雷除去、不発弾の処理、リスク回避教育及び被害者支援を含む地雷包括的行動プログラム並びに戦争に関連する生態上の被害に対する環境修復への支持、

(f) 能力構築の提供及び攻撃に対する重要インフラのレジリエンスの強化、

(g) 環境の持続可能性及び紛争により損傷した生態系の回復を統合する復興取組の確保、

(h) 女性、女兒及び性暴力のサバイバーに対するヘルスケア、教育及び心理社会的・経済的支援を含め、特に女性、女兒及び避難民を優先し、計画策定及び予算配分において男女平等を中核に据えること、

(i) 技能開発、教育及びヘルスケアへのアクセスの確保

16. より効果的な紛争後の管理に向けた治安の安定化を促進する上での、治安部門改革への支持並びに子ども兵士を含む正規・非正規戦闘員の武装解除、動員解除及び社会復帰への支援を含む議会行動の重要性を特に強調する。

17. 各国議会に対し、不法に連れ去られ、又は強制的に移送され、もしくは避難を余儀なくされた児童の帰還を含め、一時的に国外に留まる避難民、国内避難民及び武力紛争中に違法に移送された民間人の安全で自主的かつ尊厳ある帰還の促進を目的とした取組を支援するとともに、国際人道法に沿った捕虜の交換及び送還といった人道措置は信頼の再構築及び包括的で公正かつ永続的な平和の回復に不可欠であることを認識し、これを促進するよう要請する。

18. また、各国議会に対し、対人地雷及びクラスター弾の禁止に関する国際的約束の履行を支持するとともに、立法上の監視を行い、国内実施法を制定・更新し、地雷除去、リスク回避教育、貯蔵地雷の廃

棄、被害者支援のための十分な予算配分を確保し、影響を受けたコミュニティを支援し、並びに国内レベルでの批准、遵守及び説明責任を促進することにより、あらゆる形態の爆発性戦争残存物の使用、除去及び人道的影響に関する適用可能な国際人道法の実施を確保するための国内措置を強化するよう要請する。

19. 再建プロセスに関与する各国議会に対し、情報への公的アクセス及び独立した監視機関との協力などを通じて、再建・復興資金の計画、配分及び監視における透明性、公開性、健全性及び腐敗防止策を強化し、資源の効果的な活用を確保し、不平等を軽減し、持続可能な平和に不可欠な経済復興への取組に対する国民の信頼を回復するよう奨励する。

20. 各国議会に対し、土地及び資源の持続可能かつ公平な管理を促進する法律を採用し、採掘及び収益管理において透明性のある監督を行い、地域社会による実質的な参加を確保し、資源に関連する紛争リスクを低減し、長期的な平和及び安定を支持することにより、紛争後の状況における環境及び天然資源のガバナンスを強化するよう要請する。

21. また、各国議会に対し、以下により、紛争からの国家の復興の推進、信頼の再構築、社会的絆の修復及び国家の結束の推進を図るよう要請する。

(a) ジェンダーに基づく暴力、財産権、市民権及び法の下での平等に関する法律を含む、基本的権利を保護する法律の制定、

(b) 紛争の影響を受けたコミュニティ間の包摂的な対話を通じた国家及びコミュニティレベルの和解の取組支援、

(c) 適切な追悼記念化及び平和教育を含めた過去の被害並びに市民及び軍人被害者に対する認識醸成、

(d) サバイバー、避難民、周縁化された人々、女性、若者及び子供に対する心理社会的支援、並びにこうしたプログラム及び

政策を関連する国家計画及び政策に体系的に組み込むことを
含む紛争及びトラウマによる心理的・社会的影響を考慮した
復興プログラム及び政策の統合支持、

(e) 女性が主導する組織及び女性人権擁護者が平和の不可欠な主
体として認識され、十分な保護、資源及び制度的な支援を得
られるようにすることの確保

22. さらに、各国議会、特に紛争後の社会的結束の再構築を目指す議会
に対し、コミュニティ、かつての敵対相手、市民社会及び伝統的・
宗教的主体を結集する包摂的な国家・地域対話プロセスを推進し、
歴史的な不満への対処及び新たな緊張の発生防止に寄与する調停、
信頼醸成及びコミュニティ和解の取組を支援するよう要請し、また、
各国議会に対し、その代表・立法・監視機能を行使し、こうしたプ
ロセスが参加型で、透明性があり、十分な資源が確保され、長期的
な平和及び社会的結束に有意義に貢献することを確保するよう強く
要請する。
23. 各国議会に対し、市民社会、人権擁護者、地域リーダー及びジャー
ナリストが、威嚇又は報復を懸念することなく、自由かつ公然と重
要な活動を行えるような環境を保障し、紛争後の社会における和解
及び信頼の再構築に有意義に貢献するよう奨励する。
24. 紛争の発生及び再発を防止する上での若者の役割を強化し、若者を
持続可能な社会的安定の柱とするための若者のリーダーシップ及び
制度的能力構築への投資を要求する。
25. 各国議会に対し、国連安保理決議 1325（2000 年）及び 2250
（2015 年）に基づき、国民対話、和解及び真相究明機関並びに包
摂的な監視メカニズムにおける女性、若者及び子供の代表性の法的
保証を確立し、平和構築のあらゆる段階において彼らの指導力及び
効果的な関与を強化する取組を支援することにより、あらゆる平和、

安全保障及び対話プロセスへの彼らの完全かつ平等で実質的な参加を制度化するよう強く要請する。

26. また、各国議会に対し、国連安保理決議 2469（2019 年）に沿って、性暴力に対する説明責任を促進するための立法を強化するよう強く要請するとともに、紛争下における性暴力の防止及び根絶並びに被害者の説明責任の確保において、各国の国内捜査及び司法制度が果たす極めて重要な役割を強調する。
27. 加盟議会に対し、公正かつ永続的な平和の実現における不可欠なパートナーとしての若者の役割を認識し、和平交渉、国民和解、移行期正義、再建、武装解除及び社会復帰、並びに平和に関する教育プログラムを含む平和構築の全ての段階において、男女双方の若者が効果的かつ組織的に参加できるよう確保することにより、紛争後の管理メカニズムの確立及び実施に、体系的かつ拘束力のある若者の視点を組み込むよう要請する。
28. 各国議会に対し、特に不安定な時期を経て社会がその結束を再構築している状況において、影響を受ける全てのコミュニティが立法審議、公聴会及び国民対話プロセスにおいて代表されることを確保し、女性団体、若者組織、障害者、避難民、又は宗教的・民族的・性的マイノリティ及び先住民族グループを含む周縁化された人々といった、紛争時に不釣り合いな影響を受ける全ての人々を含む市民社会との定期的な協議を、各国議会の意思決定及び監視の不可欠な要素として制度化することにより、包摂的な政治参加を強化するよう要請する。
29. 紛争後の機関及び委員会における若者の代表性を確保するための国内法及び政策を制定し、若者主導の平和イニシアティブを支持するための必要な資源を提供し、教育、ディーセント・ワーク、政治参

加の機会を促進し、並びに精神的・社会的健康を促進し、それにより、紛争の根本原因への対処及び再発防止に寄与するよう要求する。

30. 各国議会が、平和・安全保障政策に若者の視点が組み込まれるよう確保し、関連するコミットメントの実施を監視するためにその監督的役割を果たし、それにより、世代間の公正並びに暴力及び不安定の連鎖からの社会の保護に基づく包括的なアプローチを定着させることの重要性を強調する。
31. 各国議会に対し、政治的分断を超えた協力を推進する超党派の議会プラットフォームを創設又は強化し、政治的移行、選挙制度改革及び包摂的な政治プロセスが、歴史的に十分に代表されていないグループや暴力及び不安定性の影響を受けるコミュニティのニーズ、権利及び願望を反映するよう確保することで、建設的な政治対話及び合意形成を促進するよう強く要請する。
32. 各国議会に対し、交渉によるコミットメントが守られ、明確な基準が達成され、暴力の連鎖が繰り返されないようにするため、信頼性があり強制力のある安全の保証、適切な場合には、新たな侵略の抑止、民間人及び重要インフラの保護、影響を受ける国家の安全、領土保全及び主権の確保を目的とした措置を含む十分な権限を与えられた平和維持又は監視ミッション、及び持続的な外交的関与を提唱することにより、自国政府、地域機関、I P U及び国連と連携し、和平合意に対する国際的な支持及び資金提供を強化するよう要請する。
33. 各国議会に対し、持続可能な平和の目標を実現するため、国連平和構築委員会及び平和構築基金が十分な資金及び支持を受けられるよう、予算編成及び監視の責務を果たし、自国政府と協力することを奨励する。

34. 紛争後のガバナンス及び強靱性構築におけるグッドプラクティスの共有、調停努力の支持、及び制度的能力構築のための議会外交及び地域協力の強化を要求する。
35. 各国議会に対し、国際的な不法行為に対する説明責任を強化し、紛争後の復興を支援するより広範な国際的取組の一環として、凍結等により移転不能となっている資産の合法的な利用も含め、国際法及び適正な手続に沿って、被害者への賠償を促進し、再建のための資源を動員するメカニズムを検討することにより、紛争の影響を受けた国々における復興の取組を支援するよう奨励する。
36. I P Uに対し、制度的強靱性及び包摂的統治を強化するため、若手議会人のためのものを含む能力構築及び相互学習の機会、アドバイザー・ミッション、議会間及び南南交流の促進、若者の包摂、当該地域における調停・交渉・紛争予防分野における支援、並びにグッドプラクティスの収集・普及などを通じ、紛争後の復興及び平和構築に取り組む各国議会に対する、対象を絞った技術支援を提供するよう要請する。

公平で持続可能な世界経済の構築：保護主義との闘い、関税の引下げ及び
法人税の租税回避防止における議会の役割

(2026 年 4 月 19 日 (日)、本会議にて全会一致により採択)

第 152 回 I P U 会議は、

- (1) 予測可能かつルールに基づく国際貿易が、専門化、工業化、革新、グローバル・バリューチェーンへの統合を促進することにより、経済成長、雇用創出、貧困削減並びに持続可能かつ包摂的な開発への資金調達及び世界各国、特に開発途上国における国家債務履行のための公的歳入の創出における重要なけん引役となってきたことを認識し、
- (2) また、持続可能な開発のための 2030 アジェンダにおいて表明された、各国内及び各国間の不平等是正へのコミットメントを認識し、国内税制の強化の重要性を再確認する点において、開発資金に関するドーハ宣言を想起し、また、各国が自身の開発に第一義的責任を有することを明示的に認識し、国内公的資金動員の役割を強調する第 3 回開発資金国際会議のアディスアベバ行動目標を想起し、さらに、持続可能な開発目標 (SDGs) のための資金ギャップを埋めるために、持続可能な開発への投資の促進、債務危機への対応といった具体的な行動、並びに国際金融アーキテクチャーの改革、公正かつ効果的な課税慣行の確保といった構造的措置に焦点を当てることを要求する点において、第 4 回開発資金国際会議で採択されたセビリャ・コミットメントから生じた、開発資金に関する国際的な枠組みへの新たな関与に留意し、
- (3) 民主的に制定された税法の条文と精神の両方を尊重する誠実な税務計画が、経済活動の正常かつ合法的な側面であり続けることを確認し、

- (4) また、世界貿易機関（W T O）の、貿易とジェンダーに関する非公式作業部会の共同議長による、「ジェンダー平等を通じた包摂的かつ持続可能な貿易の促進及びジェンダーに配慮したW T Oの構築に関する共同声明」を確認し、不公正な貿易、経済、税制政策が女性に不釣り合いな影響を及ぼしていることに留意し、
- (5) デジタル企業を含む特定の多国籍企業が、税金のほとんど、あるいは全ての支払いを免れるために、許容される税務計画の範囲を超え、国内税法の精神を意図的に歪めて租税回避を行い、それによって、開発資金の主要かつ不可欠であり、持続可能な財源である国家の税収を損なっている事実を懸念し、
- (6) 法の精神と目的を逸脱する租税回避に対処する上で、国際的・地域的な協力、情報やベストプラクティスの交換及び透明性が重要であることを強調し、
- (7) 企業が、事業を行うための国内市場へのアクセスの代価である公益への貢献の一環として、税金の支払い、労働法その他の国内法の遵守を含む、国家及びその市民に対する相互の義務を履行するにあたり、法令遵守の姿勢を採用することの重要性を認識し、
- (8) 148 の国・地域が、経済協力開発機構（O E C D）並びに G 20 税源浸食及び利益移転（B E P S）包摂的枠組みにおいて協力し、デジタル化・グローバル化した経済の文脈において多国籍企業の利益に対する 15% のグローバル・ミニマム課税を協調的に運用するための道筋を示すパッケージの主要要素について同意したことに留意し、
- (9) また、国連国際租税協力枠組条約に向けた交渉が継続中であり、2027 年まで継続される予定であることに留意し、課税が公的財政システムの中心的な構成要素であり、政府が公共サービスに資金を提供し、S D G s を含む

国際的に同意された開発目標を追求するための重要な手段であることを認識し、

(10) 全ての国家が、民主的に制定された法律に基づき、W T Oの規定に合致した貿易救済措置や、強制労働の防止などのその他の正当な国内公共政策の適切な活用を含む、自らの貿易・産業・税制政策を策定し、実施し、執行する主権的権利を有することを確認し、透明かつ適切に機能する国内税制が、市民と国家の関係における不可欠な要素であり、公共財・公共サービス及び社会開発の資金調達の基盤であることを確認し、全ての国家が、公平、公正かつ漸進的で透明性のある国内課税制度の一環として、自国管轄区域内で事業を行う多国籍企業（デジタル企業を含む）の所得に課税する主権的権利を有することを認識し、

(11) 貿易の拡大と世界経済の統合が、ここ数十年にわたり 10 億人以上を最貧困から脱却させ、世界の多くの地域で実質所得と生活水準の向上に寄与してきたことを強調し、

(12) デジタル経済、イノベーション・エコシステム、金融技術及び持続可能な技術が、世界貿易の形成、サプライチェーンの強化、そして包摂的な経済成長の支援において果たす役割が拡大していることを認識し、

(13) 世界銀行、国際通貨基金（IMF）及びW T Oを含む主要な国際機関による分析が、貿易開放度は、より力強い経済成長を実現するための環境を整え、これにより生活水準の向上や数百万人の質の高い雇用創出を促進している点を証明していることに留意し、

(14) W T Oを中核とする、開かれた、予測可能で、ルールに基づく、非差別的、公平、包摂的、公正で、持続可能かつ透明な多角的貿易体制は、国家主権の完全な尊重並びに、民主的に制定された法律及び国際法に基づき各国家が自らの経済・商業・産業・税制政策を定める権利と相まって、公平で持

持続可能な世界経済が相互に補強する柱を構成し、かつそのような体制が持続可能な開発を支えるものであることを確認し、

- (15) 関税障壁及び非関税障壁を含む、一方的、強制的かつ報復的な保護主義的措置への依存が高まっており、こうした措置が貿易及び競争を歪め、不平等を深刻化させ、ルールに基づく国際貿易体制及び多国間協力を損ない弱体化させ、国家間の緊張を高め、特に開発途上国において、企業、労働者及び消費者に不確実性をもたらし、持続可能な開発を阻害することを懸念し、
- (16) 港湾、パイプライン、物流回廊及びエネルギー網など、民間、貿易関連、その他の重要インフラの破壊が、国際貿易の流れに深刻な支障をきたし、経済の安定を損ない、世界の食料・サプライチェーンの安全保障を脅かし、SDGsの達成に向けた進展を阻害することを認識し、
- (17) 意図的に法の精神を歪める租税回避が国家の税収を抑制し、法の支配、民主主義及び制度的能力の棄損につながっている事実を遺憾に思い、
- (18) 自由かつ公平な貿易は、各国が比較優位及び競争優位を有する分野に特化することを可能にし、それによって生産性を向上させ、資源の利用を最適化し、生産者がグローバル・バリューチェーンにおいてより多くの付加価値を保持することを可能にすると同時に、消費者に対して、食品を含むより幅広い商品、より優れたヘルスケア及びその他サービスをより手頃な価格で提供することを確認し、
- (19) 労働者、事業主、起業家としての女性の極めて重要な役割を認識し、あらゆる社会経済的階層における女性の完全な参加を促進する貿易・税制政策が、男女平等及び経済活動の活性化を推進する重要な手段の1つであることを確認し、

(20) 長期化する「貿易戦争」、保護主義政策の拡大及び地政学的緊張の高まりが世界経済の停滞可能性を高め、成長、雇用、物価安定、貧困削減の取組に深刻な影響を及ぼす恐れがあることに危機感を持ち、

1. 各国議会に対し、繁栄、貧困削減、価値創造及び持続可能な開発のための重要な手段として、開かれた、ルールに基づく非差別的な多角的貿易体制を擁護するよう要請する。
2. 各国議会に対し、それぞれの憲法上の権限及び国内事情に基づき、政府の方針に対する議会の監視、関連省庁及び専門家との対話、その他の適切な形での議会の関与等を通じ、国際税務協力における情報に基づく意思決定、並びに透明性及び説明責任を支援することを目的として、OECDと国連の国際租税協力枠組の交渉を注視し、これに関与するよう奨励する。
3. 各国政府に対し、WTOの規定に従って、関税の段階的削減及び特に開発途上国と後発開発途上国の市場アクセスを制限する不当な非関税障壁の撤廃を通じて、保護主義と闘い、国際貿易を促進するよう要請する。
4. デジタル企業を含む多国籍企業が、利益を得られる国の国民に不利益となるような形で、法律の条文、精神及び目的を回避しようとする人為的な利益移転を行う機会を制限するために、OECDと国連によって構築された既存の多国間交流の枠組み及び国内の法的枠組みに沿って国際的、地域的な協力を強化するよう要求する。
5. 租税に関する相互行政支援に関する条約にまだ署名していない各国の議会に対し、自国政府に署名を強く求めるよう要請する。
6. 各国議会に対し、通関手続きの簡素化・デジタル化、インフラ・物流の改善、国境を越えた貿易における不要な行政上の障壁の削減など、貿易を促進する措置を支援するよう奨励する。

7. また、各国議会に対し、サプライチェーンの強靱性を強化し、依存先の集中に起因する脆弱性を軽減するための不可欠な手段として、フェアトレードを促進するよう奨励する。
8. 各国に対し、合法的な税務計画及び投資構造の正当性、並びに各国が自らの税制を設計し、公平かつ透明な税制競争を行う主権的権利を再確認すると同時に、移転価格操作、人為的なリスク移転、社内融資を通じた不当な債務移転、及び恒久的施設認定の意図的な回避などの人為的かつ悪用的な取決め及び行為に対処する能力を強化し、資源を増やし、枠組みを近代化するよう要請する。
9. 各国議会に対し、信頼できる抑止力となる相当かつ効果的な罰則を構築し、企業の説明責任メカニズムを強化し、独立した司法審査へのアクセスを保障し、内部告発者に対して強力かつ包括的な保護措置を講じることによって、租税回避対策への支持を確保するよう要請する。
10. また、各国議会に対し、租税回避におけるAI技術及びアルゴリズムの使用を含むデジタル化の影響を検証し、デジタルサービス及びデジタル経済に対する公平な課税を確保するという課題に対処し、悪用を防止する立法及び監視による仕組みを強化するよう要請する。
11. 各国に対し、食料、医薬品、ワクチン、戦略的資材を含む生活必需品への手頃な価格でのアクセスを維持・改善するとともに、供給を不釣り合いに制限し、コストを増加させ、食料・保健上の不安定性を悪化させる貿易措置を控えるよう要請し、各国議会に対し、国際貿易ルート及び商業インフラを混乱、妨害又は封鎖から保護するよう要請する。
12. 各国議会に対し、自国経済において意図的に法の精神を歪める強引な租税回避を可能とする立法上・行政上・規制上の不備を特定し、適切な措置を講じることによってそのような不備を解消するよう要請する。

13. 各国議会及び政府に対し、国内法が男女平等を促進し、国際貿易協定がジェンダー関連の規定を盛り込み、国家予算及び貿易・税制政策がジェンダーに配慮することを確保するよう要請する。
14. 貿易分野における女性に対し、技能開発、起業及びリーダーシップ発揮の機会を提供するよう要求する。
15. 各国議会に対し、貿易措置及び税制政策が貧困、男女平等、エネルギー安全保障、経済的かつ持続可能な開発、脆弱な立場にある集団の、性別データを通じて見えたものを含めた状況、並びに若者の雇用、雇用可能性及び教育へのアクセスに与える影響を体系的に評価するよう奨励し、また、各国議会に対し、貿易の恩恵が国民、特に次世代にとって成長主導型で包摂的な結果につながるよう、補完的な国内政策と社会保護措置を促進するよう奨励する。
16. 各国に対し、全ての加盟国が利用可能な、完全かつ適切に機能する紛争解決制度を備えたWTO改革を支持するよう要請し、特に開発途上国の利益のために、貿易及び投資の自由化を促進する上で、WTOにおける開発の側面の中心的役割を再確認する。
17. 先進国及び国際金融機関に対し、相互に合意した条件に基づき、開発途上国及び後発開発途上国が、現代的な税制及び貿易ルールを実施し、執行メカニズムを強化し、世界経済システムに十分に参加するとともに、その恩恵を享受するために必要な制度的基盤を構築できるよう、適切かつ持続的な技術支援、能力構築及び技術移転を提供するよう奨励する。
18. IPU及びその加盟議会に対し、貿易、課税及び開発に関する議会間対話を強化し、ベストプラクティスを共有するとともに、経済開放性、国家主権及び税の公平性と有効性の均衡を保証する機関としての議会の役割を強化するよう要請する。